

令和7年度

危機管理マニュアル

(令和7年4月15日改定)

第1章 災害予防について

- ① 職員は、常に学校内外の災害予防に努める。
- ② 生徒の避難誘導を適切に行うため、学期に1回の訓練を行う。
- ③ 重要書類には、非常持ち出しの表示をし、搬出しやすいようにしておく。
- ④ 火元責任者は、火気の取扱いに注意し退校時に火気の有無を確かめる。
- ⑤ 校内各所に消火栓・消火器を備え付け、初期消火に全職員が当れるように訓練すると共に器具の点検をしておく。
- ⑥ 職員は、校内に災害が発生した時、出来るかぎりの防災に努める。
- ⑦ 学校長が、必要と認めた時は、消防機関その他の機関と適切な連絡を取る。

第2章 消防計画

(目的)

- 第1条 この計画は、枚方市立第三中学校における防火管理の徹底を期し、もって火災を未然に防止し、火災発生に対して消防用設備等を最大限に活用し、又諸災害による物的、人的被害を最小限に止めると共に、教育活動を阻害しないことを目的とする。

(防火管理責任・組織)

第2条

- 1 常時の火災予防については、徹底を期するため防火管理者を置き、その元に火元責任者及びその他の責任者を置く。
- 2 防火管理者は第1条に定める目的を達成するため、以下の職務を行う。
 - ① 避難誘導計画の作成及び訓練の実施
 - ② 消火及び通報の訓練の実施
 - ③ 消防用設備等の点検及び整備
 - ④ 火気の使用又は取扱いに関する監督
 - ⑤ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
 - ⑥ 自衛消防組織の編成
 - ⑦ その他防火管理上必要な義務
- 3 防火管理者は以上の職務を行うに際して、火元取り締まり責任者、その他の防火管理の業務に従事するものに対し、必要な指示を与えなければならない。

(防火各責任者の選任)

第3条 防火管理者は学校内に次の防火管理者を選任する。

- 1 火元取り締まり責任者
管理諸室、普通教室、特別教室、体育館、棟ごとに1名として、教職員を充てる。
- 2 消防用設備の管理責任者
学校内の消火器、消火栓、自動火災報知設備に1名の管理責任者を置くものとする。

(自衛消防組織)

第4条

- 1 火災その他、事故発生時はその被害を最小限度に止めるため、消防隊長(学校長)を最高責任者として、その下に隊員を置く。
- 2 消防隊の組織と任務は別に定める。

(消防訓練)

第5条 職員は有事に際し、被害を最小限にとどめるため消防訓練によって、技術の練習を図るものとする。

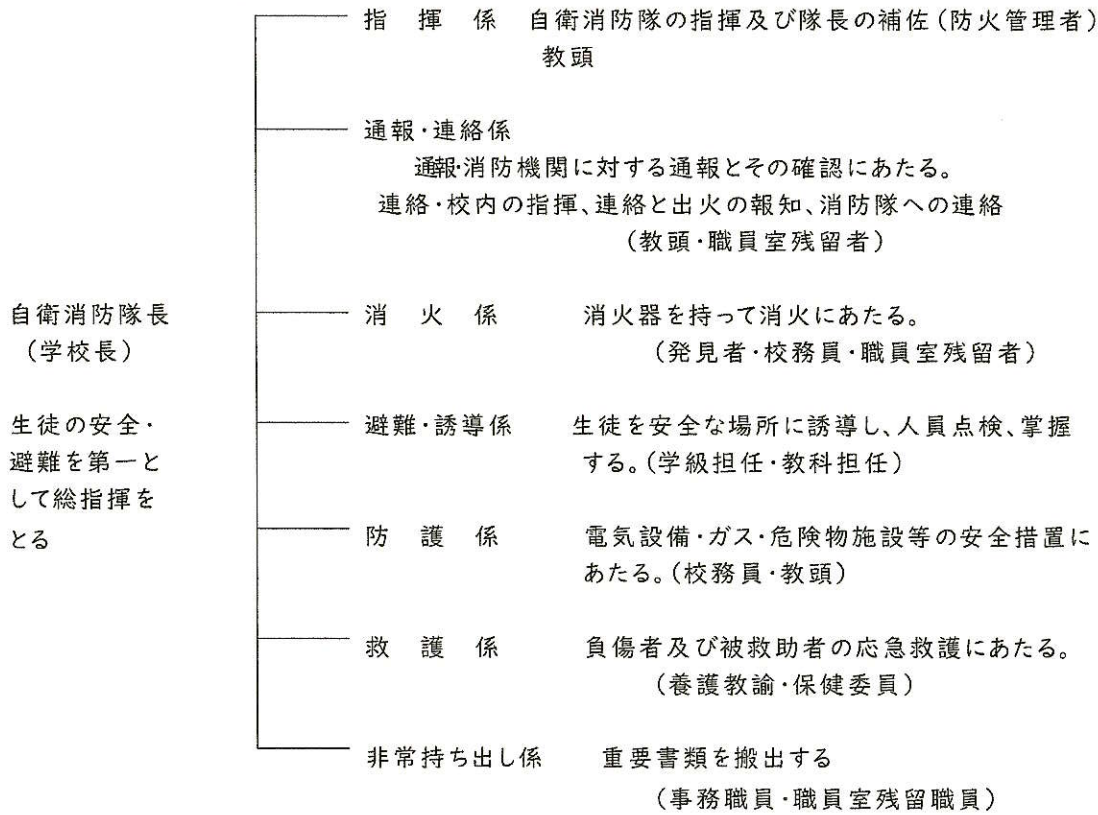
基本訓練(避難、消火、通報)を各学期に1回ずつ実施する。

(連絡事項)

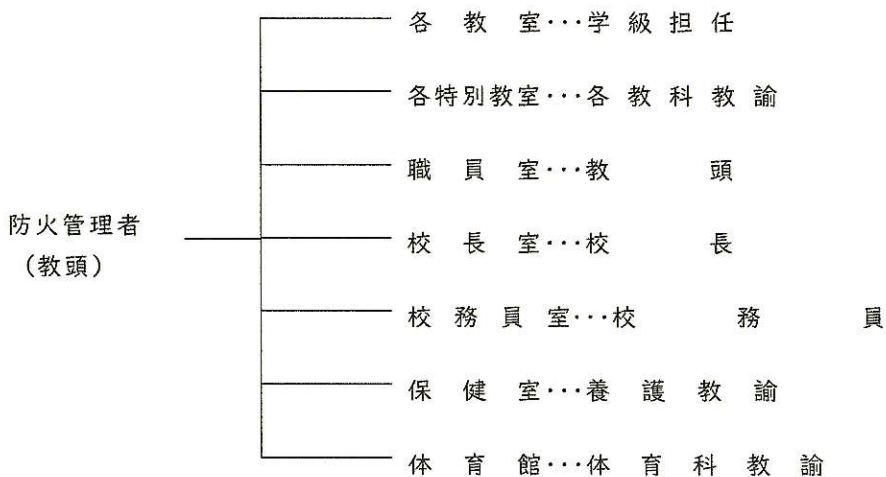
第6条 防火管理者は常に消防機関と連絡を密にし、より防火管理の適正を期するよう努力しなければならない。

- ① 消防計画の提出(改正の際は、その都度)。
- ② 査察の要請。
- ③ 教育訓練指導の要請。
- ④ 建物及び諸設備の使用変更時の事前連絡、及び法令に基づく諸手続きの促進。
- ⑤ その他防火管理についての必要事項。

別表 自衛消防組織



火元責任者



(避難訓練)

第7条 防火管理者は防火年間計画を作成し、教職員及び生徒に対する防火予防思想の高揚と防火教育に努める。

第8条 防火年間計画に基づき、原則として、年2回の避難訓練を実施し、避難経路の確認及び安全に避難して自分の身を自分で守ることを徹底させる。

第3章 その他の災害について
(震災予防措置)

第9条 地震時の災害の発生を予防するため、平常時から以下の点検を行う。

- 1 建築物及び建築物に付随する施設物(窓枠・外壁等)及び学校内に設置する物件の倒壊、転倒、落下の有無の検査
- 2 火気使用設備器具等の転倒、落下防止及び自動火災報知器等の作動状況の検査
- 3 危険物収容施設における危険物品等の転倒、落下、浸水等による発火防止の検査

(地震後の安全確認)

第10条 各点検責任者及び火元責任者は、地震後建物、火気使用設備器具及び危険物収容施設等の点検検査及び応急措置を行うと共に、全機器について安全性を確認後、供給使用を開始するものとする。

(地震時の活動)

第11条

- 1 生徒の安全確保及び安全な場所への避難
落下物から身体を守る。その後、より安全な場所への避難・誘導。
- 2 出火防止の措置
防火担当責任者及び火元責任者による火気使用設備器具の使用停止を行うこと。
- 3 消火活動
学校内に火災が発生した場合は、全力を挙げて消火にあたること。
- 4 情報収集活動
学校と外部機関(消防署・教育委員会等行政機関)との連絡及び情報の収集。
停電や電話不通の事態も想定しておく。

(学校における避難)

第12条 地震の時の避難は次によるものとする

- 1 揺れが続いている間は、教室では机の下に頭を入れさせ、落下物を避ける。
- 2 揺れが収まったら、学校内運動場に誘導して避難させる。
- 3 余震が続いていれば、通学路の安全を確認してから下校させる。

(風水害の災害について)

第13条 非常変災時、次の措置をとる。

1 午前7時現在

枚方市に

特別警報が発表されているときは、臨時休校。

枚方市に大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されているときは、登校させないで自宅待機。

洪水警報が発表されているときは、登校させないで自宅待機。

2 午前9時現在

枚方市に大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されているときは、登校させないで自宅待機。

解除されたときは、第3校時より授業を行います。

(10時40分までに登校。学校給食はあります。)

いずれかが発表中の場合は、引き続き自宅待機。

3 午前10時現在

枚方市に大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されているときは、登校させないで自宅待機。

解除されたときは、第4校時より授業を行います。

(11時40分までに登校。学校給食はあります。)

いずれかが発表中の場合は、引き続き自宅待機。

4 **正午現在**

枚方市に大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第5校時より授業を行います。

(13時15分までに登校。学校給食はありません。)

いずれかが発表中の場合は、臨時休校。

5 **登校後**

枚方市に特別警報が発表されたときは、原則として学校待機とし、状況によって教育委員会と連携して対応します。

枚方市に大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されたときは、すみやかに下校する、あるいは学校に待機する等、雨量・道路状況により判断します。

(動員計画)

第14条 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の動員要領は次の表の通りとする

(配備体制及び動員数)

「枚方市地域防災計画」では、地震災害や風水害等が発生、あるいは発生のおそれがある時、状況に応じて「災害警戒体制」や「災害対策本部体制」をしき、災害応急対策活動にあたるとしています。

配備区分	配備時期	配備体制	動員人数
1号配備	災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき 枚方市域で、震度5弱	予め指名した職員10% 指示により避難所設置 (市長が任命した避難所派遣職員2名)	2名
2号配備	小規模の災害が発生したとき、またはそのおそれがあるとき 枚方市域で、震度5弱	予め指名した職員25% 指示により避難所設置 (市長が任命した避難所派遣職員2名)	2名
3号配備	中規模の災害が発生したとき、またはそのおそれがあるとき 枚方市域で、震度5強	予め指名した職員50% 指示により避難所設置 (市長が任命した避難所派遣職員2名)	予め指名した職員約50%
4号配備	中規模の災害が発生したとき、またはそのおそれがあるとき 枚方市域で、震度6弱以上	全職員 避難所は自動設置。市長が任命した避難所派遣職員2名	全職員

非常変災時による措置について

1 午前7時現在

枚方市に

特別警報が発表されているときは、臨時休校。

大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報いずれかひとつでも発表されているときは、
登校させないで自宅待機。

2 午前9時現在

大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第3校時より授業を行います。

(10時40分までに登校。学校給食はあります。)

いずれかが発表中の場合は、引き続き自宅待機。

3 午前10時現在

大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第4校時より授業を行います。

(11時40分までに登校。学校給食はあります。)

いずれかが発表中の場合は、引き続き自宅待機。

4 正午現在

大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第5校時より授業を行います。

(13時15分までに登校。学校給食はありません。)

いずれかが発表中の場合は、臨時休校。

5 登校後

枚方市に

特別警報が発表されたときは、原則として学校待機とし、状況によって教育委員会と連携して対応します。

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されたときは、原則として学校待機とし、雨量・道路状況・土砂災害警戒情報・避難指示などの事情を勘案し、安全確保の確認後、複数生徒による下校をします。

6 地震発生時における措置について

枚方市に震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休業となります。(詳細は別紙(右側)をご覧ください)

地震発生時における学校の対応について

- 1 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- 2 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)の確認をお願いします。
- 3 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて、ご対応をお願いします。

状 パ タ ー ン	震度5弱以上の地震が発生
登 校 前	<p>臨時休業</p> <p>※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。</p>
登 校 中	<p>児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>揺れがおさまった後、原則として登校</p>
在 校 時	<p>地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、 余震に備えて校庭へ避難 ⇒ 以降、臨時休業</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>児童・生徒の確認・保護</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>安否情報及び、下校について保護者へ連絡</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【児童】保護者への引渡し 【生徒】保護者への引渡し・地域毎に集団下校(教職員引率)</p>
下 校 中	<p>児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>揺れがおさまった後、原則として自宅へ</p>

※留守家庭児童会室の対応について

- ①登校前から在校時までの間に震度5弱以上の地震が発生した場合、留守家庭児童会室は臨時休室とします。
- ②留守家庭児童会室在室時に発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。
- ③三季休業中など(学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日)に発生した場合も、上表に準じた対応とします。

※児童は小学生、生徒は中学生を意味しています。

第三中学校防災マニュアル(地震)

地震発生

状況把握



通報連絡

☆校長の指示を受け「警察・消防・教育委員会等」

☆迅速かつ正確な情報収集

安全確保のための初期対応

教職員の役割分担

指示:校長(教頭)

通報:教頭(生徒指導主事)

☆校長の指示を受け組織的な対応。

避難誘導

(防犯ベル→誘導放送) *待機なのか?避難なのか?放送の指示に従う。

生徒たちは恐怖を感じて動けず、パニック状態になることも考えられる。教職員は落ち着いて、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」等安全な場所を判断し冷静さをうしなわず適切な指示が必要。

【教職員の役割分担】

生徒引率・支援・放送・誘導・人員確認・救助・応急救護(救急搬送)・搬出

安全確保(校庭等)

①人員の確認(出席簿) ②残留者の救出

③負傷者の応急処置 ④情報収集

⑤危険物等の安全措置 ⑥安全注意・集団下校

学校待機

必要に応じ、通学路の安全確認が取れるまでの「学校待機」や「保護者への引き渡し」の対応も検討する。

☆保護者との連携 ☆地域との連携 ☆教育委員会との連携

二次対応

- ① 火災(学校からの出火、周辺地域からの延焼・類焼)
- ② 地震(建物の倒壊、非構造部材の落下・転倒・移動)
- ③ 津波(河川の遡上して堤防を越えてくる津波)
- ④ その他(土砂災害、液状化、地盤、水害、原子力災害等)

対策本部の設置(場所の設定)

教育委員会との連絡、PTA、地域協、関係機関との連絡、外部からの問い合わせ対応

教職員の体制支持(配置検討)・記録日誌・情報収集・対策本部の役割分担・避難場所の確定・外部ボランティアの受け入れ

地震発生時における学校の対応について

- 1 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- 2 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)の確認をお願いします。
- 3 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて、ご対応をお願いします。

状 パ タ ー 況 ン	震度5弱以上の地震が発生
登 校 前	<p style="text-align: center;">臨時休業</p> <p>※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。</p>
登 校 中	<p style="text-align: center;">児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺れがおさまった後、原則として登校</p>
在 校 時	<p style="text-align: center;">地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、 余震に備えて校庭へ避難 ⇒ 以降、臨時休業</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">児童・生徒の確認・保護</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">安否情報及び、下校について保護者へ連絡</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">【児童】保護者への引渡し 【生徒】保護者への引渡し・地域毎に集団下校(教職員引率)</p>
下 校 中	<p style="text-align: center;">児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺れがおさまった後、原則として自宅へ</p>

※留守家庭児童会室の対応について

- ①登校前から在校時までの間に震度5弱以上の地震が発生した場合、留守家庭児童会室は臨時休業とします。
- ②留守家庭児童会室在室時に発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。
- ③三季休業中など(学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日)に発生した場合も、上表に準じた対応とします。

※児童は小学生、生徒は中学生を意味しています。

安全対策(防犯危機管理マニュアル①)

① 万が一に備えて

- ・校門は(鍵をせずに)閉めておく。
- ・来校者名簿を設置する。
- ・来校者に対しては、用件を聞くなど積極的に応接する。
- ・来校者・業者・PTA・教職員は名札を着用する。
- ・校長・教頭・教職員で定期的に校内を巡回する。
- ・警報器、さす股の場所を確認する。

② 不審者を発見したら(危機管理マニュアルを参照)

- ・必ず複数の教職員で応接する。
- ・用件を聞くときなど、穏やかに対応する。
- ・まず、応接室や校長室に通す事を試み、話を聞く態度を示す。
- ・必要に応じて、枚方警察、近隣の学校園、市教委等へ連絡する。

③ 万ーの場合

- ・生徒の安全確保を第一とし、他の教師や警察が来るまで可能な限りの努力を行う。
- ・警報機を鳴らし、現場の位置を全員に知らせる。
- ・グラウンドへの避難を原則として、状況に応じて生徒を安全な場所に避難させる。

FAX 電話(NTT 回線)からは

警察署	110番
消防署	119番
枚方市教育委員会	
(支援教育課)050-7105-8048	

IP 電話からは

枚方警察署	0-072-845-1234
消防司令室	0-072-852-9800
枚方市教育委員会	
(支援教育課)15-8025	

災害時に使用する災害時優先電話(スマホ)は 070-2299-4247

危機管理マニュアル②

不審者の校内侵入時の対応について

☆即断して迅速に行動するのが基本（平素から常に心がける）

【生徒からの情報】

複数の教職員で携帯電話等の連絡手段を準備し現場に向かう。
状況により職員室に連絡を入れる。

【教職員からの情報】

複数の教職員で現場に応援に向かう。

【地域からの情報】

複数の教職員で携帯電話等の連絡手段を準備し学校内外を巡回し、状況を把握し、職員室に連絡を入れる。

説得をして学校外に退出してもらう。

危機的状況であれば、相手と距離を保ちながら警報器、大声を上げるなど複数人数で即時に対応する。（さす般準備）

不審者として認識した場合。
（人権に配慮する）

全教職員への連絡（緊急放送）

校内放送（教職員のみわかる符号）「〇〇先生（生徒指導主事名）緊急ですので△△（現場）までお越しください。」（生徒指導部の教員、教頭は現場へ、その他の教員は生徒の指導にあたる）必要があれば警察等へ連絡（緊急の場合は110番）（管理職が電話、生徒指導部の教員が誘導する）

◎授業中の場合

- ・通常授業を進めながら、心の準備をして、避難経路を想定する、次の放送で生徒を安全な場所に移動等させる。
- ・空きの教職員は連絡係などを残し、現場に向かい対応する。

◎休み時間の場合

- ・生徒は自室に戻るよう放送。
- ・学級担任は自分の教室に行き、着席させて点呼・確認する。
- ・生徒指導主事、副担は連絡係以外は現場に向かい対応する。

（管理職は教頭が現場指揮、校長が連絡・総指揮として別れて行動する。）
（不審者に教職員が対応している間は、原則として生徒は移動させない）

対応の決定（学校長）

各体制時の役割分担を明確にしておく

【A号体制】

- ◎凶器等を所持している場合
- ・110番通報
- ・生徒の安全確保、避難誘導
- ・人員点呼と状況確認
- ・管理職、対応できる教師は現場対応

【B号体制】

- ◎危険が予測される場合
- ・生徒の安全確保
- ・管理職、対応できる教師は現場対応
- ・状況に応じて警察等に連絡

【C号体制】

- ◎危険を感じない場合
- ・平常授業
- ・管理職、生徒指導主事、担当等で対応して、学校外に誘導する。

◎負傷者が発生した場合

- ・可能な範囲での緊急処置
- ・病院へ搬送（被害程度の重い生徒から）教職員が同伴する。
- ・保護者に連絡し、搬送先・事故の状況等を伝える。

通学路の安全を確認して、他の生徒の下校について判断する

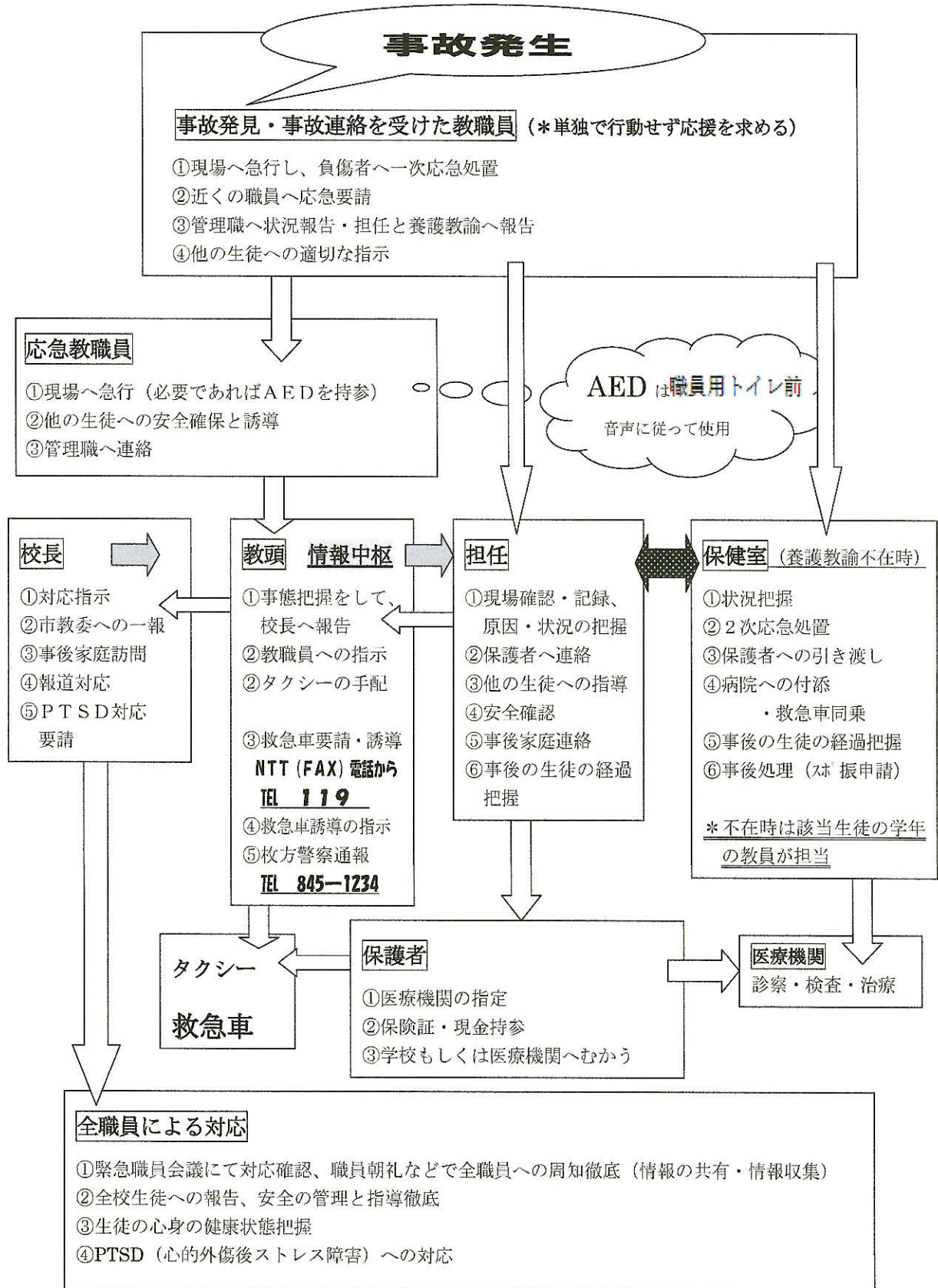
C号体制の解除

A・B号体制の解除

（事後の保護者説明会、生徒の心身のケア等の対応）

事故発生時の救急体制

◎生命最優先！迅速で適切な対応を！！



★災害時優先電話 (スマホ) 070-2299-4247

水泳指導及びプール管理安全マニュアル

水泳安全指導について

水泳指導中の安全を確保するためには、実技指導に際して安全に関する次のことについて注意を払うことが必要である。

① 天候の判断

落雷や竜巻等突風、急な大雨の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天気の急変などの場合には躊躇することなく計画の変更・中断・中止等の適切な措置を講ずることによって、児童生徒等の安全を確保する。

② 安全上の対策

プール入水前に事故防止の観点から、以下の点について生徒に指導する。

- ・健康観察 ・ボディーチェック（爪など） ・水着
- ・プールサイドでの危険行為の禁止

<緊急時の対応の手順>

状況把握とその対応

- ① 事故発生に気付いたら、当該生徒をすばやくプールサイドに引き上げ安静にする。
- ② 意識の有無などの状況を迅速に把握し、心肺蘇生（AEDの使用を含む）や応急手当等をする。
- ③ 救急車の要請と校長への連絡、教職員の応援を依頼する。そのため、他の教職員又は生徒に職員室と保健室への連絡を指示する。
- ④ 救急車には教職員が同乗する。
- ⑤ 事故を目撃した生徒に対し、聴き取りを行うとともに、経過について説明する。また、生徒たちの混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

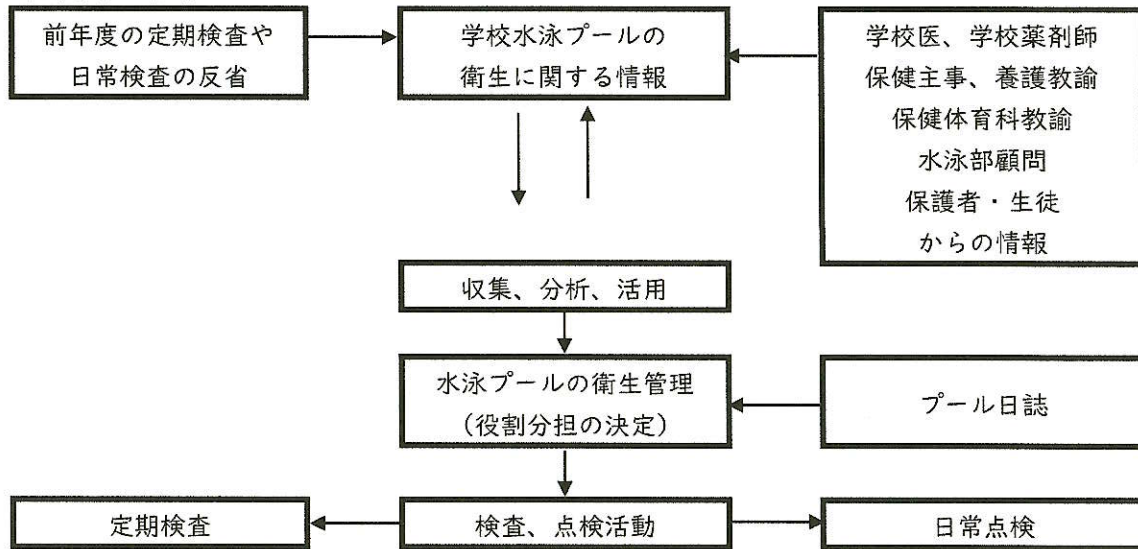
保護者への連絡、教育委員会への報告

- ① 担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や生徒の状況、搬送先などを伝える。
- ② 校長と担当教員は、速やかに病院に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- ③ 校長は教育委員会に報告する。

事後措置

- ① 保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等についての説明を行う。
- ② 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。
- ③ 事故生徒ならびに他の生徒の心のケアに努める。

組織的な活動



プール施設の安全管理について

① プールサイドの清潔

プールサイドの汚れは、水着や身体に付着してプールの水に混入され汚濁の原因となるので絶えず清掃に努め、校内着用の上履きでの出入りなども厳禁。

② プールサイドの整理・整頓

コースロープ、補助具、その他の物品につまずいたりして負傷しないようにプールサイドの整理、整頓する。

③ 土砂、落葉の混入防止

④ プールの附属施設

シャワー、洗眼器、洗面器、足洗い槽、トイレ、更衣室など附属施設を清潔に保つことと使用の方法について指導の徹底を図る。

⑤ プールの排水口等

排（環）水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させる。また、安全対策が確実に確保されているかのプール使用期間前後の点検、日常の点検・監視による安全確認を行う。異常が発見されたときに迅速かつ適切な措置を取る。

プールの水温及び水質管理

① 水温は23℃以上であることが望ましく、上級者や高学年であっても22℃以上の水温が適当である。

② 水質の管理

・ プールの原水

水飲料水の基準に適合するものであることが望ましい。

・ 遊離残留塩素

遊離残留塩素濃度は、プールの対角線上におけるほぼ等間隔の位置3か所以上の水面下20cm及び循環ろ過装置の取水口付近の水について測定し、すべての点で0.4mg/l以上であること。また、1.0mg/l以下であることが望ましい。

・ pH値（水素イオン濃度）

水素イオン濃度は、5.8以上8.6以下であること。

・ 大腸菌

検出されないこと。

- ・ 一般細菌
1 ml中200 コロニー以下であること
- ・ 有機物等
過マンガン酸カリウム消費量として、12mg/l以下であること。
- ・ 濁度
2度以下であること。
- ・ 総トリハロメタン
0.2mg/l以下であることが望ましい。
- ・ 循環ろ過装置の処理水
循環ろ過装置の出口における濁度は、0.5 度以下であること。また、0.1 度以下であることが望ましい。

プール日誌について

- ① 消毒剤使用状況使用薬剤名
- ② プール使用前確認事項（残留塩素は、プール水使用前及び使用中1時間に1回以上測定）
- ③ 附属施設設備等の管理・使用状況
- ④ 安全確認 排水口の鉄蓋、金網のネジ、ボルトの固定状態適・不適、取り入れ口の鉄蓋、金網のネジ、ボルトの固定状態（適・不適）プール周辺の柵の状態（適・不適）
- ⑤ 指導者・入水人数の確認、見学者の確認